

別 紙

答申第19号

答 申

第1 審査会の結論

山形県病院事業管理者は、条例第36条の2に該当し適用除外とした部分について、別表のとおり開示すべきである。

第2 審査請求に至る経緯

- 1 審査請求人 ○○○○ 氏は、令和2年5月25日、山形県個人情報保護条例（平成12年10月13日山形県条例第62号。以下「条例」という。）第11条第1項の規定により、山形県病院事業管理者（以下「実施機関」という。）に対し、「私に関する山形県立中央病院の診療記録（紹介状）」（以下「本件対象公文書」という。）の個人情報開示請求を行った。
- 2 実施機関は、本件対象公文書の一部に、条例第36条の2に該当する個人情報が存在することから、その部分については開示請求の適用除外とし、マスキングして開示の決定（以下「本件処分」という。）を行い、令和2年6月8日付け中病第235号個人情報開示決定通知書により、審査請求人に通知した。
- 3 審査請求人は、令和2年6月28日、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、山形県知事に対し審査請求を行った。
- 4 山形県知事は、令和2年10月27日、条例第22条の規定により、山形県情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に対して、審査請求に係る諮問を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分について取り消し、条例第36条の2に基づいてマスキングした部分の開示を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書において主張している審査請求の理由は、概ね次のとおりである。

条例第36条の2に該当するとしてマスキングした部分には、刑事事件や刑の執行に係る個人情報の他に、関係のない部分がマスキングされているため、全部見たい。

第4 実施機関の主張要旨

1 弁明の趣旨

行政不服審査法第29条の規定により提出した弁明書における弁明の趣旨は、本件審査請求の棄却を求めるものである。

2 弁明の理由

実施機関が、弁明書において主張している本件処分の理由は、概ね次のとおりである。

開示請求の適用除外とした個人情報は、施設名及び所在地、刑の執行内容及び裁判の状況であり、刑事事件に係る裁判及び刑の執行に係るものであるため、適用除外とすることが相当なものである。

第5 審査会の判断

1 条例第36条の2の規定について

条例第36条の2第2項は、「第2章第2節、第22条及び第23条の規定は、刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の執行、更生緊急保護又は恩赦に係る個人情報(当該裁判、処分若しくは執行を受けた者、更正緊急保護の申出をした者又は恩赦の上申があった者に係るものに限る。)については、適用しない。」としており、刑の執行等に関する個人情報については、開示請求や訂正請求、審査請求に関する手続き等の規定を適用しないことを定めている。

この適用除外の趣旨は、刑の執行等に関する個人情報を開示請求等の対象とした場合、雇用主等の要望により、本人が自己の刑の執行等に関する情報を取得し、それを提出させられるなどして、前科等が明らかになるなど、受刑者等の立場で刑事施設に収容されている者又は収容されたことのある者の社会復帰上又は更生保護上問題となり、その者の不利益となるおそれがあるため、本人の社会復帰上の不利益となることを防止することを目的として、開示請求手続の適用除外とされたものであると解される。

2 条例第36条の2該当性について

当審査会において、本件対象公文書をインカメラ審査によって確認したところ、実施機関が条例第36条の2に該当すると判断した部分には、施設住所、施設電話番号、施設名、刑の執行内容、裁判の状況及びそれらが類推される内容だけでなく、それ以外の情報も記載されていることが認められた。

例えば、実施機関が適用除外と判断した部分の中には、故郷に帰郷したことや山形県立中央病院を退院したこと、何らかに1年程度の期間を要することなどが記載されており、部分的に開示をしたとすれば、刑の執行等に関する個人情報 が類推される とは考えにくい部分も記載されている。

従って、別表の開示すべき部分については、条例第36条の2に該当しないもの と考えられ、開示すべきである。

3 結論

以上の事実及び理由により、審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断した。

第6 審査会の処理経過

審査会の処理経過は次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和2年10月27日	審査庁から諮問を受けた。
令和3年2月2日 (第59回審査会)	事案の審議を行った。
令和3年3月19日 (第60回審査会)	事案の審議を行った。
令和3年3月30日 (第61回審査会)	事案の審議を行った。

山形県情報公開・個人情報保護審査会委員名簿

任期：平成31年4月1日～令和3年3月31日

氏 名	役 職	備 考
伊 藤 三 之	弁護士	会長
和泉田 保 一	山形大学人文社会科学部准教授	会長職務代理者
伊 藤 春 江	社会保険労務士	委員
須 賀 まり子	元山形市教育委員	委員
渡 辺 麻 里	弁護士	委員

別表

No.	実施機関が適用除外と判断した部分 (※)	開示すべき部分
①	1 ページ「患者住所」	—
②	1 ページ「電話番号」	—
③	1 ページ「症状経過」のうち、3 行目 5 文字目から 1 2 文字目	—
④	1 ページ「症状経過」のうち、3 行目 2 9 文字目から 3 6 文字目	—
⑤	1 ページ「症状経過」のうち、1 2 行目 2 7 文字目から 1 4 行目 3 3 文字目	1 2 行目 3 6 文字目から 1 3 行目 9 文字目、1 3 行目 2 9 文字目から 3 0 文字目、1 3 行目 3 7 文字目から 1 4 行目 1 6 文字目及び 1 4 行目 2 7 文字目から 3 3 文字目
⑥	1 ページ「症状経過」のうち、1 5 行目 2 8 文字目から 1 6 行目 1 6 文字目	1 6 行目 4 文字目から 1 6 文字目
⑦	3 ページ「住所」	—
⑧	3 ページ「生活歴」のうち、1 行目から 3 行目	2 行目 3 3 文字目から 3 8 文字目及び 3 行目 1 4 文字目から 1 8 文字目
⑨	3 ページ「現病歴」のうち、1 行目 1 5 文字目から 2 2 文字目	—
⑩	3 ページ「現病歴」のうち、3 行目 6 文字目から 2 4 文字目	3 行目 2 0 文字目から 2 4 文字目
⑪	3 ページ「現病歴」のうち、3 行目 3 2 文字目から 4 行目 1 0 文字目	3 行目 4 6 文字目から 4 行目 1 0 文字目
⑫	3 ページ「現病歴」のうち、4 行目 3 7 文字目から 5 行目 1 3 文字目	5 行目 9 文字目から 1 3 文字目
⑬	3 ページ「現病歴」のうち、5 行目 2 4 文字目から 5 行目 3 6 文字目	5 行目 2 4 文字目から 2 7 文字目及び 3 1 文字目から 3 6 文字目
⑭	3 ページ「現病歴」のうち、5 行目 4 3 文字目から 6 行目 1 1 文字目	5 行目 4 3 文字目から 4 6 文字目及び 6 行目 1 1 文字目
⑮	4 ページ「住所」	—
⑯	4 ページ「方針」のうち、6 行目 1 4 文字目から 2 2 文字目	6 行目 2 0 文字目から 2 2 文字目
⑰	5 ページ「住所」	—

- (※) 1 ページ数とは、本件対象公文書に 1 枚目から順次ページを振ったものである。
 2 ○行目とは、文字が記載されている最初の行を 1 行目として、以降、文字が記載されている行のみを順次数え上げたものである。
 3 ○文字目とは、1 行中に記載された文字の一番左側の文字を 1 文字目として、順次数え上げたものである。なお、句読点、記号等はそれぞれ 1 文字とみなし、空白は除いている。